7月の 「保育園子育て応援事業」 活動計画

「保育園子育て応援事業」は、在宅の3歳までの乳幼児と保護者及び妊婦さんが参加できます。 登録をされていない方は、事前に登録していただき、お誘い合わせてご参加ください。 事業計画の対象児でなくても参加できます。



保育園	馬山保育園	小坂保育園	青倉保育園
会場	保育園ホール	保育園内	保育園内
実施日	7/19(木)	7/28(土)	7/10 (火)
時間	10:00~11:00	16:00~	10:00~11:30
対象児	妊婦さんと3才児まで	未就園児	妊婦さん~3才
内容	リトミック	納涼祭	赤ちゃんマッサージ
	乳幼児の育て方及び 在園児との交流	夏の夕方、親子で 納涼祭を楽しむ	親子造形遊び「指絵の具で遊ぼう」
準備するもの	運動の出来る服装で お出かけください。		赤ちゃんマッサージはバスタオルを 1枚用意してください。 汚れても良い服装でお出掛けください。
講師	リトミック講師 田中文華、蟻坂弘江 担当保育士 寒河江恵子	荒船太鼓・盆踊り・ お店やさん・スイカ割・花火	参加ご希望の方は事前に で連絡ください。

82-2116 ■問い合わせ先 馬山保育園 82-2323 小坂保育園

> 82-2549 下仁田町役場 健康課福祉係 青倉保育園 (内線325)

> > 認を受けると保険料の全額または一部が免除されます。一部免除には、4分の3

本人、配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承

〔4分の1納付〕、半額(半額納付)、4分の1(4分の3納付)があり、所得に応

ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの

障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。)

○申請免除制度

す。(一部免除の場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになり) の支え手が亡くなったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられま

日本金

た期間や、納付猶予を受けた期間中に万が一の事故で障害が残ったときや、一家準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除を受け

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の

・申請は原則として毎年必要ですー

制度等のお知らせ 国民年金保険料免除



※今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をして ※申請免除、若年者納付猶予、学生納付特例の各制度はともに、申請は原則と 承認期間は、平成24年4月から平成25年3月までです 町村役場の国民年金担当係へ申請の手続きをしてください。 す。引き続き免除等を希望する場合には申請が必要です。忘れずに市役所: いない方、一部免除の承認を受けていた方は、6月で承認期間が切れていま 理由を除く)。 度以降分もあらかじめ申請 (継続申請)することができます (失業等による して毎年必要です。ただし、全額免除及び若年者納付猶予については、翌年

中の保険料納付が猶予されます。

学生本人の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間

承認期間は、平成24年7月から平成25年6月までです。

○学生納付特例制度

以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。

30歳未満で、世帯主の所得に関係なく、本人及び配偶者の所得が一定の基準

承認期間は、平成24年7月から平成25年6月までです。

保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

じたきめ細やかな免除の申請ができます。

○若年者納付猶予制度

国民年金保険料免除に関するお問い合わせ先 高崎年金事務所 国民年金課 (\$027·322·7731)

広報しまけ